

刈谷市平和資料貸出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が所有する平和資料（以下「資料」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象団体)

第2条 資料の貸出しを受けることができるものは、次条に規定する貸出対象事業を実施するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 公益的事業を行う市民団体（市内を主な活動拠点とし、その構成員の半数以上が市民であるものに限る。）

(2) 市内の官公署その他の公共団体又はこれらに準ずる公共的団体

(3) 市内の事業所若しくは商工業者又はこれらのものが組織する団体

(4) その他市民の平和意識の醸成に寄与すると市長が認めるもの

(貸出対象事業)

第3条 貸出対象事業は、広く市民を対象として資料を展示する事業であって、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 事業の目的が宗教活動、政治活動又は営利活動であると認められるもの

(2) 資料の閲覧の対価として入場料、会費等を徴収するもの

(貸出資料)

第4条 貸出しをする資料は、次のとおりとする。

(1) 「原爆と人間展」パネル（B2版40枚）

(2) 「広島・長崎被爆展示」組写真（A3版17枚）

(3) 「新原爆と人間」ラミネートパネル（B2版30枚）

(4) アニメ「つるにのって」DVD（本編27分1枚）

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出しを受けた日から14日間以内とする。ただし、市長が特に認めたときは、貸出期間を延長することができる。

(貸出手続)

第6条 資料の貸出しを受けようとするものは、貸出しを受けようとする日の3日前までに平和資料借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第7条 資料の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中の資料の維持管理、運搬等に要する費用は、資料の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

（義務及び禁止行為）

第8条 借用者は、資料を適正に使用するとともに、展示、運搬及び保管の際には、紛失、汚損、損傷等（以下「紛失等」という。）のないよう適切に管理しなければならない。

2 借用者は、資料を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（取消し）

第9条 借用者が次のいずれかに該当する場合は、市長は、資料の貸出しを取り消すことができる。

（1）偽り、その他不正な手段により資料の貸出しを受けた場合

（2）前条の規定に違反した場合

（損害賠償）

第10条 借用者は、故意又は過失により資料を紛失等した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（返却及び実績報告）

第11条 借用者は、資料に紛失等がないことを十分に確認した後、貸出しを受けた期間内に平和資料借用実績報告書（様式第2号）を添えて資料を市長に返却しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

平和資料借用申請書

年 月 日

刈谷市長

申請者住所
.....
団体等名
.....
代表者氏名
.....
電話番号（ ） -
.....

次のとおり平和資料を借用したいので、申請します。また、借用品を紛失、汚損、
損傷等した場合は弁償します。

借用期間 (貸出～返却)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
借用目的	
借用品名	<input type="checkbox"/> 「原爆と人間展」パネル (B2・40枚) <input type="checkbox"/> 「広島・長崎被爆展示」組写真 (A3・17枚) <input type="checkbox"/> 「新原爆と人間」ラミネート版 (B2・30枚) <input type="checkbox"/> アニメ「つるにのって」DVD (27分・1枚)
使用場所	

貸出条件

- 1 資料の貸出しは無料です。
- 2 事業の目的が宗教活動、政治活動又は営利活動であると認められるものは貸出しできません。
- 3 資料閲覧の対価として入場料、会費等を徴収する場合は、貸出しできません。
- 4 資料を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはなりません。
- 5 返却の際は、平和資料借用実績報告書の提出が必要です。

様式第2号（第10条関係）

平和資料借用実績報告書

年 月 日

刈谷市長

報告者 住 所 _____
団体等名 _____
代表者氏名 _____
電話番号 () _____

貸出しを受けた資料を次のとおり使用しましたので、報告します。

展示期間	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
閲覧者数	人